

報道関係者 各位

令和2年1月24日

【照会先】

人材開発統括官付

技能実習業務指導室

室長 平川 雅浩

室長補佐 戸原 智晶

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5949)

(直通電話) 03 (3595) 3395

技能実習計画の認定を取り消しました

出入国在留管理庁と厚生労働省は、令和2年1月24日付で、株式会社イケガミ、株式会社コノミヤ、有限会社サンエイ、株式会社ビクトリー、北海機材工業株式会社、三木鋼業株式会社、株式会社ロング・ライフに対し、技能実習計画の認定の取消しを通知しました。詳細は、下記のとおりです。

記

<技能実習計画の認定の取消しの内容（詳細は別紙1から別紙7）>

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 株式会社イケガミ（代表取締役 池上 茂雄）
 - (2) 株式会社コノミヤ（代表取締役 芋縄 隆史）
 - (3) 有限会社サンエイ（取締役 中田 進）
 - (4) 株式会社ビクトリー（代表取締役 片岡 哲弥）
 - (5) 北海機材工業株式会社（代表取締役 神子島 隆幸）
 - (6) 三木鋼業株式会社（代表取締役 三木 高彦）
 - (7) 株式会社ロング・ライフ（代表取締役 五島 充）

2 処分内容

[1 (1)、(2) に対する処分内容]

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第16条第1項第3号の規定に基づき、令和2年1月24日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1 (3)、(4)、(7) に対する処分内容]

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和2年1月24日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1 (5)、(6) に対する処分内容]

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和2年1月24日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 別紙 1 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社イケガミ)
- 別紙 2 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社コノミヤ)
- 別紙 3 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社サンエイ)
- 別紙 4 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社ビクトリー)
- 別紙 5 技能実習計画の認定の取消しの内容 (北海機材工業株式会社)
- 別紙 6 技能実習計画の認定の取消しの内容 (三木鋼業株式会社)
- 別紙 7 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社ロング・ライフ)
- 別紙 8 参照条文